

## 物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等と物品等供給契約を締結する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

2 この要領において「障害者雇用促進企業」とは、次のいずれにも該当する者で市長の登録を受けたものをいう。

(1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

(2) 大分市内に本店を有する者であること。

(3) 法第43条に規定する常時雇用する労働者の数（以下「常時雇用労働者数」という。）が43.5人以上の事業主にあつては次条に規定する障害者雇用促進企業等の届出を行った日（以下「届出日」という。）以前少なくとも3月障害者を雇用し、かつ、法定雇用障害者数（常時雇用労働者数に100分の2.3を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。））以上の障害者を雇用している者、常時雇用労働者数が43.5人未満の事業主にあつては届出日以前少なくとも3月身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者を1人以上雇用している者であること。

3 この要領において「特例子会社」とは、法第44条に規定する子会社であつて、かつ、前項第1号及び第2号のいずれにも該当する者をいう。

4 この要領において「障害者支援施設等」とは、大分市内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）又はこれらに準ずる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく市長の認定を受けた者をいう。

5 この要領において「物品等供給契約」とは、大分市物品取扱規則（昭和46年規則第38号）第7条第1項に規定する物品の購入（同項ただし書の規定により物品管理者が直接購入する場合を除く。）並びに製造の請負（工事の請負を除く。）、物件の借入れ及び施設の維持管理委託業務の契約をいう。

(障害者雇用促進企業等の登録の届出)

第3条 障害者雇用促進企業又は特例子会社（以下「障害者雇用促進企業等」という。）の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業等届出書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出の期間は、毎年8月1日から8月31日までとする。この場合において、当該期間に届出をしなかった者は、随時に届出をすることができるものとする。

(障害者雇用促進企業等の登録等)

第4条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、障害者雇用促進企業等名簿に登録するものとする。

2 市長は、第1項の規定により登録した障害者雇用促進企業等について、届出書に記載された事項に虚偽の内容があり、障害者雇用促進企業等に適合しないことが明らかになった場合は、当該障害者雇用促進企業等に係る登録を取り消すものとする。

3 障害者雇用促進企業等は、第1項の登録後、障害者の退職等により第2条各号の要件を満たさなくなった場合においては、7日以内に障害者雇用促進企業等非該当届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 前2項の規定による場合においては、第6条及び第7条に規定する優遇措置を受けることができな

い。

(障害者雇用促進企業等の登録の有効期間)

第5条 障害者雇用促進企業等の登録の有効期間は、届出日の属する月の翌々月の初日からその日以後最初に到来する9月30日までとする。

(指名競争入札における優遇措置)

第6条 市長は、物品等供給契約を指名競争入札により締結しようとするときは、障害者雇用促進企業等を1者ずつ追加指名するよう努めるものとする。

(随意契約における優遇措置)

第7条 市長は、物品等供給契約（施設の維持管理委託業務の契約を除く。）を随意契約により締結しようとする場合で、かつ、当該契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合には、予算の適正な執行に配慮しつつ、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 2人以上の者から、見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を1者追加選定するよう努めるものとする。
- (2) 1人の者から、見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業からの機会が多くなる選定に努めるものとする。

(障害者支援施設等との物品等供給契約)

第8条 市長は、物品等供給契約を締結しようとする場合で、かつ、当該契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合には、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者支援施設等と随意契約により締結するよう努めるものとする。

(中小企業等への配慮)

第9条 市長は、第7条及び第8条の取扱いに当たって、中小企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年2月29日から施行する。  
(経過措置)
- 2 障害者雇用促進企業等との物品等供給契約に関する要綱を廃止する要綱（平成20年2月29日施行）による廃止前の障害者雇用促進企業等との物品等供給契約に関する要綱（平成16年11月1日施行）第4条の規定により現に登録を受けている者は、平成20年3月31日までの間はこの要領により登録を受けているものとみなす。
- 3 この要領の施行日から平成20年3月14日までに第3条の届出を行った者の障害者雇用促進企業等の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第5条の規定にかかわらず、同年4月1日から平成22年9月30日までとする。
- 4 平成20年3月15日から平成20年7月31日までに第3条の届出を行った者に係る有効期間の末日は、第5条の規定にかかわらず、平成22年9月30日とする。  
(常時雇用労働者数の特例)
- 5 当分の間、第2条第2項第3号中「法43条に規定する常時雇用する労働者の数」とあるのは、「法附則第3条第2項の規定により読み替えられたその雇用する労働者の数」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。  
(平成25年度の特例)
- 2 この要領の施行の際現に登録されている者（以下「既登録者」という。）であって、改正後の要領第3条に規定する障害者雇用促進企業等に該当するものの登録の有効期間は、改正後の要領第5条の規定にかかわらず、平成26年9月30日までとする。
- 3 市長は、既登録者が前項の障害者雇用促進企業等に該当するかどうかを確認するため、当該既登録者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に登録されている者に係る障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条に規定する常時雇用する労働者の数及び同条第1項に規定する法定雇用障害者数については、改正後の物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領第2条第2項第3号の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの間、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届出を行った者に係る登録については、令和3年2月28日までの間、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

## 障害者雇用促進企業等届出書

年 月 日

大分市長

殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

次のとおり物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届け出ます。

なお、この届出書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。

また、障害者雇用促進企業等として名簿が公表されることについては異議ありません。

1 雇用している障害者の数

人

2 法定雇用障害者数

人

3 雇用している障害者の氏名等

雇用している障害者の氏名	採用年月日

(注)

1 雇用している障害者の数は、障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定により厚生労働大臣が定める様式。以下「報告書」という。）における障害者数の算定方法による。

2 法定雇用障害者数の算定方法

(1) 除外率設定業種に属する事業を行う事業主の場合

法定雇用障害者数 =  $\{(\text{常時雇用労働者数} - (\text{常時雇用労働者数} \times \text{当該除外率設定業種に係る除外率})) \times \text{障害者雇用率} (100分の2.3) (1人未満の端数切捨て)$

× 障害者雇用率 (100分の2.3) (1人未満の端数切捨て)

\* 常時雇用労働者数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

\* 除外率設定業種とは、規則別表第4に掲げる業種をいう。

(2) 除外率設定業種に属する事業を行わない事業主の場合

法定雇用障害者数 =  $\text{常時雇用労働者数} \times \text{障害者雇用率} (100分の2.3) (1人未満の端数切捨て)$

3 次の書類を添付すること。

(1) 報告書（届出日に最も近い6月1日現在のもので、障害者の実雇用率が2.3%以上であることが記載されているものに限る。）の控えの写し

(2) 報告書を提出していない事業主又は報告書に記載された障害者の実雇用率が2.3%に満たない事業主にあつては、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び障害者雇用促進企業の届出日以前少なくとも3か月の雇用関係を証明できる書類（健康保険被保険者証の写し等）

4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しの提出に当たっては、事前に手帳所有者本人の了承を得ること。

5 この届出書及び添付書類の記載事項等が事実と異なることが判明した場合は、入札参加資格の取消し又は指名停止措置を行うことがある。

## 障害者雇用促進企業等届出書

年 月 日

大分市長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届け出ます。

なお、この届出書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。

また、障害者雇用促進企業等として名簿が公表されることについては異議ありません。

1 雇用している障害者の数

人

2 雇用している障害者の氏名等

雇用している障害者の氏名	採用年月日

(注)

- 雇用している障害者の数は、雇用されている障害者であって身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の数とする。
- 次の書類を添付すること。
  - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
  - 障害者雇用促進企業の届出日以前少なくとも3か月の雇用関係を証明できる書類（健康保険被保険者証の写し等）
- 障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しの提出に当たっては、事前に手帳所有者本人の了承を得ること。
- この届出書及び添付書類の記載事項等が事実と異なることが判明した場合は、入札参加資格の取消し又は指名停止措置を行うことがある。

## 障害者雇用促進企業等届出書

年 月 日

大分市長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届け出ます。

なお、この届出書に記載した事項及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。  
また、障害者雇用促進企業等として名簿が公表されることについては異議ありません。

- 1 特例子会社の認定年月日  
年 月 日
- 2 法第44条に規定する親事業主の名称等  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(注)

- 1 特例子会社であることが確認できる書類（厚生労働大臣の認定書の写し）を添付すること。
- 2 この届出書及び添付書類の記載事項等が事実と異なることが判明した場合は、入札参加資格の取消し又は指名停止措置を行うことがある。

## 障害者雇用促進企業等非該当届出書

年 月 日

大分市長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領における障害者雇用促進企業等に該当しないこととなりましたので届け出ます。

1 非該当理由（該当するものを○で囲むこと。）

(1) 雇用していた障害者の退職

退職した障害者の氏名	退職年月日

(2) 本店の市外への移転

(3) 廃業等

(4) その他（ ）

(注)

(1)の場合は、退職辞令等退職年月日が確認できるものの写しを添付すること。